

手信号(Hand signals)

原則車道を走行する自転車は、右左折時等に意思表示をすることによって円滑に走行することができます。その方法が手信号です。

主な手信号

◆左折及び同一方向に進行しながら進路を左方に変えるとき



◆右折又は転回するとき及び同一方向に進行しながら進路を右方に変えるとき



◆徐行し、又は停止するとき



【参考】

FLUENTE では、2011 年 12 月に警視庁及び世田谷警察署に、自転車の手信号についての質問をしました。
質問内容及び回答は以下の通りです。

Q: 自転車店ではお客さまへ、手信号に付いてはどのようにお伝えしたら良いでしょうか。

A: 道路交通法及び施行令で定められている「合図」であるので、進路変更や右左折では、法令に定められているような、合図を行わなくてはならない。

しかし手信号の場合は、合図を行う間片手運転になるため、道路事情や交通事情によって(登り坂・路面の不整・路肩が狭い等)は合図を出すことや継続することが危険で困難な場合がある。

そのような場合は、安全な走行を優先して合図を出さない、又は、合図の継続を中止しても構わない。

道路交通法第三章第十節「灯火及び合図」より

(合図)

第五十三条 車両(自転車以外の軽車両を除く。第三項において同じ。)の運転者は、左折し、右折し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。

2 前項の合図を行なう時期及び合図の方法について必要な事項は、政令で定める。

3 車両の運転者は、第一項に規定する行為が終わったときは、当該合図をやめなければならないものとし、また、同項に規定する合図に係る行為をしないのかかわらず、当該合図をしてはならない。

(罰則 第一項及び第三項については第二百十条第一項第八号、同条第二項)